

第1回定例会会議録

令和4年 3月 16日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

- ―――日程第 1 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 2 議案第 6号 職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 3 議案第 7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について―――
- ―――日程第 4 議案第 8号 御代田町行政財産の目的外使用に関する
条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 5 議案第 9号 御代田町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 6 議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、管理
及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 7 議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理
及び処分に関する条例を廃止する条例案について―――
- ―――日程第 8 議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、管理
及び処分に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第 9 議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、管理
及び処分に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第10 議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案について
(総務福祉文教常任委員会付託分)―――

- ――― 日程第 1 1 議案第 1 6 号 令和 4 年度御代田財産区
特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 1 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度小沼地区
財産管理特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 1 3 議案第 1 8 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業
勘定特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 1 4 議案第 1 9 号 令和 4 年度御代田町
介護保険事業勘定特別会計予算案―――
- ――― 日程第 1 5 議案第 2 0 号 令和 4 年度御代田町
後期高齢者医療特別会計予算案について―――
- ――― 日程第 1 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度御代田町一般会計補正予算案（第 1 0 号）
について（総務福祉文教常任委員会付託分）―――
- ――― 日程第 1 7 議案第 2 7 号 令和 3 年度御代田町
国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について―――
- ――― 日程第 1 8 議案第 2 8 号 令和 3 年度御代田町
介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について―――
- ――― 日程第 1 9 議案第 2 9 号 令和 3 年度御代田町
後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） これより 3 月 4 日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第 1 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 1 9 議案第 2 9 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてまでを一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長からの審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教委員長。

(総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長 (池田るみ君) 3ページをお開きください。

令和4年3月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

議案第 8号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 9号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について

議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について

議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案について(総務福祉文教常任委員会付託分)

議案第16号 令和4年度御代田財産区特別会計予算案について

議案第17号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

議案第18号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

議案第19号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

議案第20号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

議案第26号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第10号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第27号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
（第3号）について

議案第28号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第4
号）について

議案第29号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）
について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第15号及び
議案第26号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町
民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） なし。

○議長（五味高明君） 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第5号から第29号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したい
と思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、議案第8号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第9号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案について、議案第16号 令和4年度御代田財産区特別会計予算案について、議案第17号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第18号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第19号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第20号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、議案第26号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案(第10号)について、議案第27号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第28号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について、議案第29号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第3号)については、委員長報告のとおり決しました。

- ―――日程第20 議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、管理
及び処分に関する条例を制定する条例案について―――
- ―――日程第21 議案第21号 令和4年度御代田町
住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第22 議案第22号 令和4年度御代田町

公共下水道事業特別会計予算案について――

――日程第23 議案第23号 令和4年度御代田町

農業集落排水事業特別会計予算案について――

――日程第24 議案第24号 令和4年度御代田町

個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について――

――日程第25 議案第25号 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算案について

――日程第26 議案第30号 令和3年度御代田町

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案（第1号）について――

――日程第27 議案第31号 令和3年度御代田町

公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について――

――日程第28 議案第32号 令和3年度御代田町

農業集落排水事業特別会計補正予算案（第1号）について――

――日程第29 議案第33号 令和3年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第4号）について――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第20 議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてから、日程第29 議案第33号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 5ページをお開きください。

令和4年3月16日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員会 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を

制定する条例案について

議案第 2 1 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第 2 2 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第 2 3 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第 2 4 号 令和 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第 2 5 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

議案第 3 0 号 令和 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 3 1 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 3 3 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 4 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 1 4 号から議案第 3 3 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、議案第21号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第22号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第23号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第24号 令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第25号 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算案について、議案第30号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案(第1号)について、議案第31号 令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第3号)について、議案第32号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案(第1号)について、議案第33号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第30 議案第34号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する
条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第30 議案第34号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(荻原総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 資料6ページをお開きください。

議案第34号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月16日 提出

次の7ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方自治法第161条第2項の規定により、現在、「1人」と定めております副町長の定数を「2人」に変更するものでございます。

今回の変更につきましては、昨日の議会全員協議会で説明しましたとおり、新たな副町長が町長が特に指定するプロジェクトを担当するため、本年4月1日から副町長を2人体制とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

次の8ページは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 議員番号5番、赤田憲子です。質問させていただきます。

全国を見ても、長野県内を見ても、御代田町の規模の市町村に対し、副町長が2名必要ということはほとんどないというような状態です、ゼロとは申しませんが。その状況の中、副町長を御代田町が2名置く、その必要性について質問いたします。そして、また、その2名になったことにより、御代田町、または御代田の町民の生活において、どのような利点があるのか、その辺りももう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） それでは、お答えいたします。

私、町長就任から3年余りがたちましたけれども、当初の半年余りを除いて令和元年の台風19号、また令和2年に入ってからコロナ禍と、私が役場の外に出られなくなる事態が長く続いてしまっておりました。本来、この間に例えば町民の皆さんの声をできるだけ聞く取組に大きく時間を取りたかったところなんです、ご迷惑になることをできるだけ避けたいと考え、なかなか皆さんと触れ合う時間が取れてこなかったことが心残りとなっております。

一方で、役場において仕事ができる時間というのは相当に延びまして、ふるさと納税の関係、また、広報戦略の関係、そういったところで、私がかかり係や課の打合

せにも出させてもらって、かなり具体的なお願いをしたりということをしてまいりました。

そういったことではあるんですが、一方で、最終決定権者である私が、その個別具体的な事案について、長く一緒にやっていく、二人三脚のようにやっていく、そういったようなことをしていくことは、特に初期の仕事が早く進むという面がありましたし、ふるさと納税大幅に増えたり、紙の広報、SNS広報など、今までなかったものが進んできたというような自負はございます。

でも、一方で、そういった背中を見せるというようなことをいつまでも続けていると、それはなかなか現場の成長にもつながりにくいわけです。

また、判断と実行がやっぱり一緒になってしまうということは、責任の所在も曖昧になっていくと、そういうような問題も出てきているということでございます。

そういうことで、私から仕事を、手を離していくということがまず大事。一方で、今の私どものスピード感を持った御代田町政ということのをこのまま、もしくは、もっと加速する中で進めていくには、私の手を離して、じゃ、現場に全てお任せでいいかというとなかなかそうはなりません。ふるさと納税や広報、また男女共同参画に関する取組、各区のニーズの把握、また採用、人事ですね、人事関係で言えば新規採用の問題、また、これから現有の職員の皆さんの研修、人材能力開発、そういったことを進めていくためには、やはり、一方で、それを私がまた直接担うなんてことは避けたほうがいいわけです。

そういったことから、やはりこの5つのプロジェクト、より早く進めていく、より実効性のあるものにしていく、そういった観点から2名にするということには相当の理由がございます。

また、どう変化するかということについては、今、述べたとおりではありますけれども、やはり私以上に、職員の皆さんと各課と各係と寄り添って、二人三脚という言い方がいいか分かりませんが、それぞれのプロジェクトを伴走し、温かい助言をし、時には厳しく指導することもあるかもしれませんが、そういった伴走する人というのが来るということでもありますので、職員の皆さんが安定的にいい形で仕事ができることになっていくということを強く期待しているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 今の説明を伺いまして、先ほどの提案の説明のほうにもありましたけれども、指示系統ということで副町長が2名になるということで、どちらから出てくる指示系統とかいうことが曖昧になってしまうような心配が考えられるんですが、職務をしっかりと分けて、ある特定のプロジェクトにつきという、先ほどご説明がありましたけど、そういう形でしっかりと分けられて、指示系統がはっきりしないという混乱とかは起こらないという解釈で間違いないでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

ご懸念は大変もったもなことでございます。そういったことがないように、今さっき申し上げました5つのプロジェクトに特化した形で取り組んでもらう、全体の統括は引き続き内堀副町長に担ってもらおうと。

一方で、内堀副町長が新しい副町長を指導する、サポートしていくというような形で明快な上下関係がございます。そういったことを進めていくことによりまして複雑化は起きてこない。また、起きるような兆しがあれば、それをその場面その場面での確に潰していくということがまた必要でありますので、そういったことを含めてお約束したいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 赤田議員。

○5番（赤田憲子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 議席番号2、内堀綾子です。

1点目、副町長報酬の原資となる税金を出す町民にも広く2人体制になる旨の前段階の理由説明が必要だったと思いますが、なぜ、このような突然の発表になったのでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） すいません。習慣、癖でございまして、先ほど登壇しましたけれども、すいません、ここからは通常のルールどおり、議案説明に対する質疑ですので、自席にてご回答申し上げたいと思います。ご了承ください。

今のは発表のタイミングに関するお話だったのかなということでございます。こ

ちらにつきましては、私ももちろんいろいろなものを万事口論に決すということがふさわしいものという基本的な考え方、私自身も持っております。

しかしながら、相手先、人を出していただけるのが県であります、長野県であるということ。それで、やはり情報の管理ということは相当しっかりしていかなければならなかった。役場内で情報を共有できたのもつい先日のことということでございまして、なかなかこういったことを事前に皆さんにお示しして議論していただくということがなかなかできないという事情がどうしてもございます。

そういったことから、今回、発表としては、一般的な副町長人事とか、その人事案件が議会の最終日に提案されることは、実は通例では普通なことではありますけれども、こういった2人体制になるということについてのご説明、本当は前にできればよかったんですが、なかなかその相手先もあることで、ご説明を事前にするということがなかなかできないということでございまして、その事情をご理解いただければ幸いに存じます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 次に、2点目の質問をお願いいたします。

地方自治法167条副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の職務を代理するとあります。

副町長2人体制になった場合の決裁の取り方や業務の分担はどのように対応していきますでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

業務の分担としましては、先ほど赤田議員のご質問にもご説明申し上げましたけれども、特定のプロジェクトであると。当面で言えば、ふるさと納税、広報戦略、男女共同参画、区のニーズ把握、そして人事、人事は具体的には採用と人材開発ということでありまして、この5つについてお願いしていくわけでございます。

また、決裁は、それらのプロジェクトについては新しい副町長が担っていく。また、その他全て全体を統括する役割として内堀副町長が担うということです。当然

ながら、プロジェクト以外のほとんどの決裁に関しては、内堀副町長が担うわけ
あります。

したがって、これまでと決裁の流れとしては大きな変化はないものと考えて
いるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀綾子議員に申し上げます。今回に関する質疑は3回までとな
っておりますのでまとめてください。

内堀綾子議員。

○2番（内堀綾子君） 最後になります。このことが現場での職員の現状にどう影響を及
ぼすとお考えですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私どもが取り組んでいる仕事には、ルーティン的な仕事もあれば、かなりいろい
ろと工夫をし考えて実行していくべき困難な業務もあります。特にそういった困難
な業務に当たった場合に、適切なタイミングでよい助言を現場が得られる。また、
そういうことによって、時折精神的な安定も得られたり、また一方で、悩みながら
自分たちでどうしよう、こうしようというふうにやっているよりも、恐らくストレ
スが少ない状態で早く業務が進んでいくと。そういった形でいい影響を及ぼしてい
てもらえるというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。森泉議員。

○3番（森泉謙夫君） 議席番号3番の森泉謙夫です。副町長を2名にした際のリスク管
理について質問させていただきます。

何事にもメリットとデメリットがございます。副町長を2名にすることで考えら
れる代表的なメリットとデメリットをご説明いただきたいのと、デメリットが考え
られる場合、その対策があれば重ねてお願いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 重要なご指摘であると考えております。

今回の条例改正に係るデメリット、改正の文章というよりはその実際の中身だと
思うんですけれども、その中身についてのデメリット、まず懸念されるのは、先ほ

ど来、赤田議員からも、また、内堀綾子議員からもご懸念を頂いている点でありますけれども、やはり指示の複雑化が起きないかということだろうと思います。指示命令系統が複雑になっていくということです。町長と内堀副町長、また、新しい副町長の3人でばらばらに指示を出すようなことはどうしても避けなければならないわけでありまして。

今回、町長と2人の副町長には、明確な序列といいますか順番がつくということになります。私が、組織として一番上にいるわけですがけれども、その真下に全体を統括する立場としての内堀副町長、さらに、その下にもう一人の副町長が真下に入ることになります。

したがいまして、これまで内堀副町長が担ってきた役場内全体の統括という役割はほとんど変化がないと思いますし、そういった意味で、指示命令系統の複雑化は起きないと考えております。

もう一つ、決裁の複雑化についても懸念があるかと思いますが。これも先ほど来の答弁ではありますけれども、それぞれ、特に新しい副町長、プロジェクトの分野が明確に区別されますし、仮に、今後、今、当面はこの5つということやってもらおうつもりですがけれども、この後、もし仮に入れ替わりがある、多くなったり、減ったりはあまり関係ないと思いますけど、増えてきた場合には、増えてくるという可能性はなくはないんですけれども、そういったプロジェクト単位のものについては、新しい副町長決裁していきます。それ以外のほとんどの部分、役場の全体の部分というのは内堀副町長が引き続き決裁していくというわけでありまして、そういった意味でも、それが、ルートが複雑になっていくということは起きにくいものと思います。

一方で、物によって、多少は見る人間が増えたりとか、どこかで引っかかるというか、疑義が出るような決裁が起きることもあるかもしれませんが、疑義が出るということは、それだけ話し合うべき中身でもあるということなので、それは、通常の決裁じゃなくて、一回ちょっと議論してみようよとか、一回打合せしてみようよということの中で、また揉む機会にもなりますので、そういう意味では、見る人間が場面によって増えることが悪いことではなくて、むしろメリットもたくさんあるんじゃないかなということでございます。

週に1回、今、開催している理事者会というのがあるんですけども、そういっ

たところは理事者側3人が出席し、情報共有を密に行っています。また、日常的な打合せについても、できるだけ3人が一緒にテーブルについて、役場内の仕組みを複雑化しないように留意しながら、工夫しながら情報共有に遅れないようにもしていきたいと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉議員。

○3番（森泉謙夫君） 先ほどの質疑にもありましたが、混乱を防ぐという意味でも指示系統に序列をつくることはいいことだと思います。

それから、固定的な分野に特化させるということは、ある意味、特にイニシャル段階においては、専門的に業務を行うということであれば結果も出しやすいですし、メリットも大きいように思います。

続きまして、副町長を1名増やした場合、その費用を補填するための予算、また、財源の裏づけに対しての説明をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

副町長1人増えるということは、当然ながら人件費が増えるわけでありまして。共済費などの部分を合わせますと1,300万円超がかかることとなります。費用増の裏づけでありますけれども、私が就任してから3年の間にふるさと納税で集めたお金、これは額面どおりということじゃなくて、返礼品費用とかいろんな手数料を除いてもプラス4億円をできたという状態でございます。

これに関しましては、表向き、みよたんクエストなどのサイトで使い道を開示してありますので、そちらで使い終わったというふうに考えられるかもしれませんが、これは見せ方の問題です。実際には、もともと一般財源で予算を充ててあるところにふるさと納税を補正で充て直すという作業をこれまでもやってきておりますので、ふるさと納税が集まった分は、一般財源が財政調整基金にたまっていくというメカニズムになっております。したがって、この3年かけてかなりの部分蓄財ができてきたということになります。これが財源といえば財源であるというわけでありまして。

ただ、4月以降、御代田町のふるさと納税の返礼品、さらに充実させていく予定をしております。

新規返礼品のプロモーション等は、新しい副町長の担当でありますから、それを成功させて、これ、直接リンクさせるわけにはなかなかいかないかもしれませんが、考え方としては、自分の給料は自分で稼ぐくらいの気持ちを持ってプロジェクトに取り組んでもらいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 議員の本案に関する質疑は3回までですので、まとめてください。
森泉議員。

○3番（森泉謙夫君） 自分の給料は自分で稼ぐというのはいいと思います。

人というのは、最低でも1足す1は2になりますが、1足す1が3にも4にもなることのほうが、私は多いのではないかと考えています。副町長が2人になれば人件費は、今、町長おっしゃったように増えますけれども、財源の効率的な使い方ができるのではないかと感じることでございます。

以上です。終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。市村議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。お聞きいたします。

今、副町長の給料額1,300万円ということでありましたけど、正確な数字をお願いしたいと思います。

また、現在、副町長1人いて、それを2にするという今回の条例改正でありますけれども、この序列をつけた場合のこの金額というのはどのようになるのか、同じなのか、差をつけるのか、その点、お願いしたいと思います。

それと、今、新しい、2人にしたときの役割といいますか、新しい指定するプロジェクトということで5つの内容が説明されたわけですが、じゃ、副町長2人にして、実際、町長は何をしたいのか、何をするのか、その点をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原春樹君） 副町長の新たな人件費でございます。この後、補正予算の内容でも説明をさせていただきますが、給料で747万6,000円、期末手当283万5,000円、寒冷地手当12万3,000円、通勤手当38万7,000円、特別職の共済組合負担金266万8,000円ということで、合計1,348万9,000円を今回補正させていただいております。

それと、副町長に序列をつけるということでございますが、給料における差はございません。

以上です。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 役割を5つ与える中で、町長は何をするのかということでございますけれども、まず一つは、アフターコロナということで、この2年半、令和元年東日本台風から令和2年、令和3年コロナ禍という中で、なかなか身動きが取りにくい状況でございました。そういった中、そういったことを、やはりアフターコロナという場面に際して、それを取り戻していくというようなことは、この町にとって是が非でもしていかなければならないことだということでもあります。

また、もともと私が個別具体的なプロジェクトに一つ一つ取り組んでいくということ自体が急場しのぎとしては大変重要であったと認識しておりますけれども、いつまでも続けられるわけではないと。

ただ、走り出しているプロジェクト、町民の皆さんにいずれもお役に立てるプロジェクトを放棄するわけにはなかなかいかないわけでありまして、そういった点で、私がやっていくべきことというのは、そういったことをより現場に近いところに落として任せていくと。それで、もっと私が全体的に、もっと重要な判断をするための時間を増やしていく。

例えば、今、ウクライナ情勢、かなり厳しいものになっておりますけれども、そういった情勢の中で、次の一手、国が考えてもらえばいいということもあるかもしれませんが、自治体として何ができるかということも、これからはしっかりと考えていかなければいけませんし、令和4年度の当初予算にもそういったものを入れております。

そういった、また新しいプロジェクトとどう向き合っていくのか、そういったことを私としては研究し、関係者としっかりと会って、どういったことをさらに進められるのかということ、今までやってきていないようなことをどういうふうにできるのかということもしっかりと考えていく。私のフリーハンドの時間をしっかりと増やさせてもらって、そこで、より中長期的に町民のお役に立てることは何なのかということをしてまいると、そういった点で私の仕事を放していくということが大変重要であろうというふうに思いまして、今回、決断させていただいたという

ことでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、おっしゃっていることなんですけれども、町長任期、来年2月が改選期となる中で、この11か月で新たに副町長を増やす。それで5つのプロジェクトを任せていくという中で、本当に成果というか、これだけの支出、1,348万9,000円の支出を新たにして、そういった成果が出せるのか。それから、また、今、町長もお話になってはいますが、町長のやりたい具体的なものというのは何なのか見えてきませんが、その点はいかがですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） もちろん原資がありますし、その成果が上がるのは、成果を上げていかなければいけないのは当然であります。

また、具体的にという話なんですけれども、何ていうか、私のフリーハンドをより増やしていくということはすごく大事なことで、例えばですけれども、この2年間続いてきたコロナ禍ということがありますけれども、こういった緊急事態というか、次々起こってくる難題に私が主体的にというか、総括的に関わっていくというようなことというのは予定されないことであります。

なので、私がフリーハンドを増やした結果として今後何をしたいのかということをお問われておりますけれども、それは先ほど例示したとおりで、ウクライナ情勢がどうなっていくのかということ、それを受けて自治体としてどう考えていくかというかなり重要なテーマもありますし、恐らく今後、アフターコロナの中でいろんなイベントをどういうふうにしていくのかとか、これから起きていくことを適時適時につかまえながら新しいことを考えていく。これは今までもやってきたんですが、今はちょっと正直言ってプロジェクトマネージャーみたいな仕事の仕方と、町長の最終決断者として最終決定者としての判断をするということと、かなり私の中で時間が足りなくなっているという実感を大変強く持っています。

そういった中で、町民によりお役に立てるとするのは、まず、私がフリーハンドをもって、そして、これからいろいろと起こってくる御代田町に関わるあらゆることをフリーハンドをもってしっかりと取り組んでいくと、そういったことが私は極めて重要であると思います。

なので、今、個別具体的にこれをやります、あれをやりますということではなくて、それだけトップマネジメントに余裕ができるということが大事であるということとはご理解、特にトップマネジメントしたことある方は大体ご理解いただけると思いますけれども、そういったことでやっていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 3回目となります。まとめてください。市村議員。

○12番（市村千恵子君） フリーハンドを増やしてこれからの情勢を考えていくということですが、このコロナ禍、そしてウクライナ問題は、全国の自治体も抱えている問題で、あえてなぜここで御代田が副町長、定数2、しかも任期迫った中で増やすのかというところで、町長は今後、省庁や、全協のところで、中央省庁、官庁、東京方面に頻繁に行きたいとおっしゃっていたんですけど、具体的な内容も分からない。今、説明ありましたが、具体的に何やるというのはまだないという理解なんですけど、どのくらいの間隔で行く考えですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 必要に応じて考えてまいるということでございます。

以上です。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に対し、反対の方の発言を許可します。市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。議案第34号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、副町長の定数を1人から2人にするという内容ですが、そもそも県内の町村はもとより、長野県下においても、市においても、定数2と定めていても1人です。全国的にもこの規模で2人体制のところは、特別な事情がない限りはないのではないのでしょうか。前代未聞の条例案と言っても過言ではありません。

副町長2名体制にするという条例案には大きな問題点があります。

私は、町行政をチェックするという議員の役割と町民益を守る立場、職員が安心して仕事ができる環境づくりという観点から討論を行います。

まず初めに、副町長が複数になることで、1年間1,348万9,000円もの税金の新たな支出となります。また、理事者の体制の強化によって職員に対する指揮命令系統だけが強化され、実際に仕事を進める職員体制が現実には弱まっている中で、さらに職員の過度の負担が押しつけられるという問題です。

全員協議会でお聞きしましたように、今年度の療養休暇取得者は8名、各課の欠員は現在14名、令和4年度の新規採用が6名、一部事務組合や県への派遣で3名が戻り、療養休暇取得者が5名復帰されるということで、正規職員の実働できる人数的にはプラスマイナスゼロとのことでした。しかし、そのうちの6名の新規採用で、即戦力という面から見ると、私の指摘どおり、全体の体制が弱まっていると見るのが、見る見方が正しいのではないのでしょうか。

今年度当初は、正規職員151名、途中退職4名、定年含め3月末の退職者が9名、合計13名の退職者であります。このような状況から見ても、年度途中での退職者、療養休暇取得者が多いことなどから、職員の労働環境の改善、職場環境の改善こそが急務で先決ではないかと思われまます。

今やるべきことは、理事者の体制強化ではなく、職員体制の強化こそが必要と思います。理事者から受けた精神的な圧力で病気になって長期療養になったり、退職に追い込まれた職員も少なくないのではありませんか。町長のパワハラ疑惑についても、町民の方々から私のところには情報が来ています。職員が生き生きと働ける職場を目指すのが先だと思えます。

また、副町長を複数にして町長自身がトップマネジメントの強化として東京へしょっちゅう行って関係省庁とのコミュニケーションを図るとか、先進地の視察をしたいとの全員協議会でのお話でしたが、町長は特別に何の事業を考えて専念したいのか、何をしたいのか、具体性がなく、その目的が今の質疑の中でも明確に示されませんでした。

町長の何の事業を進めるかの課題や方向性は不透明で、これから何をやるのかも分からない中での関係省庁とのトップマネジメントなどはあり得ません。関係省庁とのコミュニケーションってどういうことでしょうか。理解できません。そんな不透明なことに町の貴重な予算を使うというのでしょうか。

また、中央省庁などに行く場合には、町長だけではなく、職員も必ず随行することになりますから、もしもこの議案が可決された場合には、旅費など、支出された経費、その目的効果など、厳しくチェックしていきたいと思っております。

また、町長の任期11か月前にして副町長を増員するという意味も理解できません。

以上のことから、御代田町副町長の定数を定める条例の一部改正する条例案について反対するものです。

どうぞ、議員の皆様、この条例改正が町民の賛同が得られるのか。本日の信濃毎日新聞の報道にもあり、町民の方は注視されている案件であります。どうか、私のこの反対討論にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の反対討論いたします。

○議長（五味高明君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許可します。内堀喜代志議員。

○8番（内堀喜代志君） 議席番号8番、内堀喜代志です。議案第34号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成する立場から討論いたします。

小園町長就任以来、3年余りが経過し、当初の公約実現に向けて注力しながらも、加えて、令和元年東日本台風の災害対応、令和2年になってからのコロナ禍など、緊急事態対応にかなりの労力が必要だったと考えます。

公約にある県下一の子育ての町、教育の町では、給食費の無償化、公設塾の開設などを実現し、防災力と町の魅力を高めるインフラ整備として社協に災害ボランティアセンターの設置、策定中の立地適正化計画にて道路整備の大幅な推進、産業振興による福祉の力の再生ではヤッホーブルーイングの始動とひらまつの誘致、ふるさと納税の大幅増など、着実に実績を積み上げてきたと考えます。

町長がこれらの新規事業を今までにないスピードで実現していくために、町長自身がプロジェクトマネージャーの役割を務めなければ進まなかったことは現実です。実は、この状態は非常に危うい状態であり、緊急避難に近い形と考えます。現場の業務執行役と全体を見回し、あるときは業務執行のブレーキ役が同一人物では瞬時の判断に誤りがあっても気づかず、周りも指摘を遠慮したまま事業は進行し、後々大きな反省材料になることを危惧します。

一方、役場の業務は、従来の業務に加えて新規事業が目白押しになり、今までに比較して格段のスピードアップが要求されます。これは業務執行中の決裁スピードがあって初めて実現されることと考えます。視察などで不在の理事者を待ってから決裁では、業務執行のブレーキとなってしまいます。このために役場の職員にとって、現場にいる事業責任者の即断・即決が不可欠です。

副町長２人体制にすることは、町職員にとって仕事を進めやすい職場環境になると考えます。将来１０年、２０年先の御代田町の発展を見据えた基盤をつくり、自然災害への対応やロシアのウクライナへの侵攻などによる影響から、町民の生命・財産・生活を守り、住みやすいまちづくりのために副町長２人体制は必要不可欠と考えます。

これらの諸情勢を鑑みて私は本件、御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、賛成いたします。議員の皆様のご賛同をお願いするものであります。

○議長（五味高明君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第３４号を採決します。本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第３４号 御代田町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

―――日程第３１ 議案第３５号 副町長の選任について―――

○議長（五味高明君） 日程第３１ 議案第３５号 副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 本日、紙でお配りしました資料のほうをご覧ください。

議案第３５号 副町長の選任について

下記の者を副町長に選任したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第

162条の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記としまして、氏名、両澤美樹子氏、住所及び生年月日は、記載のとおりでございます。

令和4年3月16日 提出

御代田町長 小園拓志

両澤氏は、平成5年3月に青山学院大学を卒業され、同年の4月に長野県に奉職され、20年間勤務されております。この間に幾つもの重責を歴任されており、令和3年4月からは国際交流課企画幹兼課長補佐を務められており、将来を嘱望された方でいらっしゃいます。

以上のとおり、両澤氏は地方行政に長く深く関わってこられた人物で、豊富な行政経験を生かし、今後、御代田町の課題に対し取り組んでいく上で適任者でありますので、同氏を副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、同意をお願いいたします。

議会の同意をいただきましたら、任期は、地方自治法第163条の規定により、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第35号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第32 議案第36号 令和4年度御代田町

一般会計補正予算案（第1号）について――

○議長（五味高明君） 日程第32 議案第36号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 資料の10ページをお願いします。

議案第36号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度御代田町一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月16日 提出

御代田町長 小園拓志

12ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

次の13ページをお願いします。

第1表 歳出予算補正です。

歳出についてです。

款2総務費、項1総務管理費です。補正額1,348万9,000円の増額補正をお願いしております。こちらは新たな副町長の給料、手当、共済費になります。

続きまして、款14項1の予備費です。補正額1,348万9,000円を減額するものでございます。歳出合計では補正額ゼロ円の補正予算になります。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第36号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)については、原案のとおり決しました。

―――日程第33 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第33 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了します。

これにて、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

―――町長あいさつ―――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 閉会の前に一言ご挨拶申し上げます。

上程いたしました議案に関し、全て原案どおりでお認めいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

先ほどご議論いただきました副町長を2人とする件につきましては、昨日の全員

協議会を含めて、議員の皆様には活発にご議論をいただきました。

近隣では過去に、御代田町よりずっと小さな川上村で副村長が2人という状況がありました。通常はこの規模の町に副町長が2人ということはあまり例がないだろうと思います。しかし、現在の御代田町役場の状況にはどうしても必要というのが私の考えであります。

県から来ていただく新しい副町長には、4月1日現在としましては、ふるさと納税、広報戦略、男女共同参画計画、各区のニーズ把握、人材の採用と能力開発の5項目に集中的に関わってもらい、町政をさらに前へと進めてまいります。最後に人材の採用と能力開発とありますように、役場の仕事をしっかりとこなしていける人材を町内出身者からも見つけ、また全国から見つけということに注力してもらい、また既存の職員に関しても各種研修で能力を高めてもらい、より町民のお役に立てる役場としてまいりたいと思います。

ウクライナ情勢については各種報道でもありますが、主に物価上昇に関しては日本にも大きな影響があることは確実なようであります。こういった国際情勢にもしっかりと目を向け、今後の施策を組み立てていく考えであります。

以上で、3月議会閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和4年第1回御代田町議会定例会を閉会とします。
大変お疲れさまでした。

閉　会　午前11時11分